

一般社団法人日本鳥学会謝金・賃金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本鳥学会（以下、学会という）の謝金や賃金等の支給に関する取扱いについて、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 学会が開催するシンポジウムや講習会等の行事で招聘する講演者等への謝金や、学会運営や大会運営の事務又は補助等に対する謝金又は賃金の支給は、原則この規程による。ただし、学会が開催する委員会や会議、行事等に会員が出席するための謝金は、原則として支払わない。

(謝金及び賃金の単価)

第3条 謝金又は賃金の単価は、原則として、別表による額とする。

(業務等の確認)

第4条 謝金又は賃金等で年間10万円以上を支給して業務等を実施する計画のある委員会等は、理事会で承認を得る必要がある。

- 2 謝金等の支給を計画する各委員会等の代表者（委員長等）は、依頼した業務を支給予定者が適切に実施したことを確認の上、事務局担当に謝金の支出依頼を速やかに行わなければならない。

(改定)

第5条 本規程の改廃は理事会が行う。

附則

この規程は、一般社団法人日本鳥学会定款施行規則の施行の日から施行する。

(別表) 謝金及び賃金の単価基準表

区 分	単 位	単 価	備 考
講演・講義等	1 日	海外 30,000 円 国内 20,000 円	シンポジウムに際して、学会員以外の講師を招聘する場合を想定
専門業務	1 日	20,000 円	業務を遂行する上で、語学力、専門知識、経験及び資格等を必要とする専門業務（情報収集、整理等）
	1 日	20,000 円	学会員以外の講師による実習・実技指導等を想定
専門業務以外	1 時間	最低賃金法が定める東京都の最新の最低賃金時間額の十の位以降を切り上げた 100 円単位の金額で計算 例：最低賃金時間額が 1,113 円の場合 1,200 円で計算	資料作成・整理，大会運営協力等
	日本語 400 字あたり	4,800 円	翻訳（本業でない者に依頼した場合）

※上記の単価から，所定の源泉徴収額を控除した金額を支払う。